

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ご報告いたします。

本日議第89号 下田市民文化会館指定管理者の指定に関する参考資料の訂正がありましたので、お手元に配付してありますので、ご覧ください。

---

◎議第96号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 日程により、議第96号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） それでは、議第96号 下田市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

提案理由でございますが、利用料等の見直しに伴う所要の改定を行うためでございます。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料の24、25ページをお開き願いたいと思います。

左側が改正前、右側が改正後の配列になっております。

今回の改正は、別表第1、14条関係でございます。これは岸壁、物揚げ場等の利用料、使用料、占用料の改定を行うものでございます。

1としまして、利用料でございます。

これは岸壁、栈橋等の利用であります。総トン数20トン未満の船舶1隻24時間につき69円を72円に、総トン数20トン以上50トン未満の船舶につき91円を95円に、総トン数50トン以上100トン未満の船舶につき184円を193円に、総トン数100トン以上の船舶につき184円に100トンを超えるトン数100トンごとに91円を加算した額とあるを、193円に100トンを超えるトン数100トンごとに95円を加算した額に改めるものでございます。

なお、備考欄記載中の「漁船以外の船舶が利用する場合」を「漁船以外の船舶のうち第10条第1項第1号の規則で定める船舶が利用する場合に限る」と改めるものでございます。

2としまして、使用料でございますが、岸壁、物揚場、棧橋、その他漁港施設での荷役の用に供するもののうち、貨物1トンにつき86円を90円に、備考欄記載の「漁船以外の船舶が利用する場合」を「漁船以外の船舶のうち第10条第1項第1号の規則で定める船舶が利用する場合に限る」に改めるものでございます。

2の2として、許可対象行為にかかわる利用料の規定を追加するものでございます。

内容は、「甲種漁港施設で停係泊または陸置きの用に供する施設」を「漁船以外の船舶」が利用した場合「1隻1月」当たり2,800円に艇長を乗じて得た額を徴収するものでございます。

備考としまして、(1)艇長は、メートル単位で小数点以下2位まで算定するものとし、3位以下は切り下げるものとする。

(2)としまして、市外に住所を有するものが利用する場合の利用料は、この表の当該利用料の5分の1の額を加算した額とするものでございます。

続いて、26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。

3としまして、占用料でございます。このうち工作物の設置を伴うもので、電柱、電話柱、その他の柱類を設ける場合1本1年につき900円を1,200円に、管線類の区分中外径40センチメートル未満1メートル1年につき200円を外口径40センチメートル未満、1メートル1年につき230円に、外径40センチメートル以上1メートル未満、1メートル1年につき500円を外口径40センチメートル以上1メートル未満、1メートル1年につき570円に、それから外径1メートル以上、1メートル1年につき1,000円を外口径1メートル以上1メートル1年につき1,100円に改めるものでございます。

なお、表下の(注)のうち1に記載中の2行目に記載してございますけれども、「1立方メートル」を削除し字句の整備を行うとともに、新たに2としまして、「地価(時価)とは、近傍類似の土地の地方税法第380条の規定により、市に備えつけられた固定資産課税台帳に登録された価格をあらわすものとする。」

3として、1件の占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとするを追加するものでございます。

引き続き、28、29ページをお願いしたいと思います。

別表第2、15条関係でございますが、これは土砂採取料等の規定のうち占用料の中で工作物の設置を伴うものとして広告板、これは掲示板を含みますけれども、表示面積1平方メートル1年につき530円を690円に、電柱1本1年につき900円を1,200円に、鉄塔占用面積1平

方メートル1年につき660円を1,700円に、管線類のうち外口径が50センチメートル未満のもの長さ1メートル1年につき160円を210円に、外口径が50センチメートル以上のもの420円を540円に、漁業用施設のうち小割式魚類養殖施設、占用面積1平方メートル1年につき7円を9円に、かき、のり等養殖施設を7円から9円に、その他のものとしまして70円を90円に、大きなところのその他のものとして230円を300円に改めるものでございます。

また、工作物の設置を伴わないもののうち、農地または採草地、占用面積1平方メートル1年につき7円を9円に、茶、果樹等樹園地であります70円を90円に、その他のもの120円を160円にそれぞれ改正するものでございます。

本文19ページに戻っていただきまして、附則でありますけれども、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 1点お伺いします。

この値上げによりましてどのくらい収入があったものが幾らぐらいの増収になるのか、教えてください。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） この今の条例改正で該当しますのは、施設の占用料、それから空地の海岸の占用料という2件でございます。施設の占用料は、11件ほどありまして4,709円の増。それから、空地の占用23件は、4万9,100円増の額になっております。

改正前がトータルしますと施設の占用料が35万8,391円、これが改正後でありますと36万3,100円になります。それから、空地などの占用でございますけれども、改正前が18万600円、これが改正後には22万9,700円になる予定です。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

○10番（小林弘次君） 須原の板見の漁港におきまして、夏季にバナナボートと称して漁港を占有しているわけございまして、漁業権行使にも支障を来すという地元の人たちもいらっしゃいますが、板見漁港におけるバナナボートは占有の許可あるいは占有の対象になって

いるかどうかお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 今回の規定の追加の項目がございます。

14条関係の2の2ということで、許可対象行為にかかわる利用料という規定がございます。こちらの規定は、甲種漁港施設における漁船以外の船舶の利用ということで、1隻1月につき2,800円ということでありましては漁船以外ということで対象になると思われまして。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 今後の対応でございますが、市の管理している漁港施設においてさまざまな形で期間を利用した利用が行われると思うのです。それに対して要するに一定の規制を加える必要があると思うわけでございます。したがって、具体例でいきまして、板見のバナナボートの営業につきましては地元からもるる市当局に対して要請がなされて、市としては一定の看板等立てて対応してきたわけですが、来年以降は占用の許可が出されない限りこれは認められないということでもいいでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） あくまでも海岸につきましては、どなたも利用できるという大前提がございます。今私ども管理条例に持っております漁業活動に支障を及ぼすようなその辺等がある場合、規制をするということになるろうかと思えます。

今議員おっしゃられましたバナナボートについて、漁業者の漁業行為について大きな支障が、障害が生じるということであれば当然それは対象外になるろうかと思えます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 一般論ではそういうことになるわけですが、具体論でちょっと課長さんにお伺いしているわけですが。

先ほどから申し上げているように、地元の関係者から支障を来すということでたびたび市に対して要請が来ていると思えます。したがって、市はそれに対して一定の看板等を立てて対応してきたという経緯がございます。過去の経緯はそういう経緯があるわけですが、今回の条例改正を踏まえて、来年度以降バナナボートに対する規制が加えられるかどうか。この点でございます。

もう1点は、市が管理している漁港施設において海岸における自由使用の原則が適用でき

るかどうか。

この2点お伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） あくまで海岸は万人が自由使用できるということが大前提でありますので、今言いました規制を加える場合には大きな支障が明らかにある場合については当然それをしていくということであろうと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 確認をしていきたいと思いますが。

そうしますと、まず第1点は、今回のやり取りの経緯の中で確認しておきたいのは、板見のあのバナナボートのような営業行為については占用の対象になるという答弁をいただいたわけですが、これはまず第一、これでいいのかどうなのか、確認しておく。占用対象。しかし、したがって、業者から市に対して占用の許可がなされない限り不法行為だということできちっと取り締まるかどうかということが第1点です。確認です。

第2点目は、いわゆる漁港施設は自由使用ならば占用料とかそういったものはないはずなのですが、漁港施設についての自由使用の原則というのはこれがあるのかどうなのか。この点はちょっとはつきりさせていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 占用の対象になるのかならないのかということでありまして、けれども、これはなると思います。

当然許可は、先ほど言いましたように、漁業者の通常の漁業活動に支障があれば当然それは許可できないということになろうかと思えます。

それから、漁港施設の占用ということですが、一般的に漁業者、目的があって占用するわけですから、その目的にかなう場合に許可が当然なされる、あるいは目的にかなわない場合にはその許可の対象にならない。こういう理解でよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） この条例の改正案の条例の対象となる漁港はどこどこか、ちょっと教えてもらいたいのですけれども。

その際に、放置船は占用になるのかならないのか。この辺をお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 対象漁港は市内5港すべてが対象になります。

それから放置船でありますけれども、当然放置船、所有者等明確であれば不法の占用形態ということでしょうから、その撤去等をしていくべきと思います。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） この条例の値上げで、私はこういう料金体制があったということを知り初めて知ったのですが、お恥ずかしい限りですが。

実際に占用の届け出がなされなければ、かなり自由に漁港は使われているのじゃないのかと、現状は、実態は。このパトロールとか、こういう占用の監視、これは現在どのようになっているのか教えていただきたいのですが。

その際に、やはり厳正を期すためにこういったもののPRがなされているかどうか。全く漁民は、私は船主会で入っていますけれども、こういうのは一度も聞いたことはないのですよ。全く漁民もレジャー船も、こういうことは何も聞いてないですよ。

現状は、今までは船主会であれば土木事務所が来てたまにパトロール来てここは占有料を払ってくださいよと、そういうぐらいあれなのですよ。

現実には、現場でいろいろ対応していくと困ることがあるのです。ということは、占有料を払っていいのか払わなくてもいいのかと、こういう場合がしばしば出てくるのです。

これは、例えば漁港において船をしっかりした固定したものに置くような場合、船の船台とか何かをこういうふうに固定したものをつくったりしますと、必ず工作物になるわけですよ。こういった場合、今までは何も届け出がなされないで行ってきた実態があるわけですよ。この辺のものは今まで役所的に土木も市にも実態が行われていないのじゃないかなとこういうふうに考えるのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 私どもが管理します5漁港施設は、下田の湾内、これは土木事務所の管理になっておりますので、ちょっと含まれておりません。

私ども管理する5つの漁港につきましては、毎年あるいは定期的に更新する方が多いものですから、担当課が確認をそれぞれしております。

それから、PRが随分足りないのじゃないかという今ご指摘でありますけれども、確かに私ども広報等通じて新しく改正になった、あるいはこういう規制がふえたということは十分に周知徹底をしまいたいとこのように思っております。

それから、新しい船台等ということであれば、地元の漁業者の方々、お話をるるいただくことがありますので、そういうことをとらえて現地に入り確認していくのが現状であります。以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（大黒孝行君） 1点お聞かせをいただきたいと思います。

2の使用料のところ、岸壁、物揚場、栈橋、その他漁業施設の荷役の用に供するものとして、ここに言われる漁獲物、その備考欄の漁船以外の船舶のうち等々のこの辺のことをどういうことを想定され、またどういふ事実があるのかお聞かせをいただきます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 具体的には、この使用料の中には漁船以外の使用が行われたものはありません。私ども今料金として収納しておりますのは占有料のみでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） すみません。

基本的に、今私ども管理します市内の漁港は第1種漁港ということで、近隣といいましようか、近くの船しか入らないということで、その漁船以外をいろいろ想定はしていない部分があるかと思えます。市内の漁船あるいはその近隣の漁船のみの使用ということだと思います。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（大黒孝行君） どうもよくわからないのだけれども。漁船以外の区分で漁獲物50キロと規定されている。これ魚なのですよ。魚、魚介類ですよ。それはどういう状況でこういうものが発生し得るのかということだから、どういうことですかということですから。わからなかったら、わからないで結構ですよ。またあとで教えて。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） すみません。

もう一度精査して、またご報告させていただきます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） この引き上げ額について、利用者との一定の協議がなされているのか

どうかという点が第1点です。

2点目は、引き上げ額の根拠の説明がなかったかと思うわけですが、どういうわけで引き上げられていない、例えば24ページのところのその揚場の利用とあるいは漁港施設の用地の漁具の干し場等というのは引き上げられていない、ほかの部分は一定の額が引き上げられているのはなぜか。

それから、25ページの使用料については、2の2の規定が新たに設けられたという理解でいいということになるのか。

それと、この2の2の実態といいますか、1隻月2,800円というな規定はなぜそのような規定になったのか質問をしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 具体的に、例えば漁協等の方に事前の打ち合わせあるいは協議をしておるのかということでございますけれども、これ今回県の条例が平成12年に改正されておりまして、私どもの方、その時点で改正すればよかったと思うのですけれども、今回市の全体の利用料、使用料の見直しの中で対応させていただいて、県の料金に準拠しているものでございます。

それと、それに関連しますけれども、引き上げのないものについても同じく県の条例に基づいて引き上げのないものについてはその例に従ったということでありまして。

それから、2の2のことですけれども、こちらは近年のプレジャーボート等の普及に伴う問題が各所で出ているように思います。そうしたものを対象にした規制を行うことが目的の追加規定ということで理解しております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第96号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第97号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第97号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。



番外。

○建設課長（宮本邦夫君） それでは、議第97号についてのご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の20ページをご覧ください。

議第97号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、占用料の見直しに伴う所要の改正及び条文整理を行うためでございます。

現行の占用料につきましては、平成6年4月1日より施行され、12年が経過しておりますが、その間に改正されました電気事業法等の法律改正に係る条文整備と平成9年度に改正されました静岡県道路占用料等徴収条例におけます占用料を参考に料金表の改正をお願いするものでございます。

条文の整理の内容につきましては、条例改正関係等説明資料の30ページ、31ページをお開きください。

30ページが改正前、31ページが改正後、アンダーラインが引かれている部分が改正する箇所でございます。

第4条は、占用料の減免を規定する条文となっております。改正後の第4条第2号は、平成15年4月1日から施行された日本郵政公社法に対応する条文を規定するため追加するものです。

改正後の3号は、改正前の2号を繰り下げるもので、以下、改正後は1号ずつ繰り下げられております。

改正後の3号は、改正前の2号におけます「日本鉄道建設公団が建設し、」以下「鉄道施設並びに」までを削除するものです。

日本鉄道建設公団は、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、「独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と名称が変更され、変更された名称の改正が必要となるものですが、鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び新幹線保有機構による下田市の区域内における鉄道施設の建設等は、今後とも予定がないものとして、削除するものでございます。

改正後の4号及び6号は、電気事業法、電気通信事業法、ガス事業法が改正されたことに伴うものでございます。

改正後の13号は、第4号の改正に関連するものでございます。

次に、占用料の見直しでございますが、32ページからの改正前と改正後の対比が見つらく

なっておりますので、議長にお断りさせていただき、別に今朝配付させていただきました「道路占用料金改正前後比較表」により説明させていただきます。

比較表の1ページをご覧ください。

右側が改正前、真ん中の黒く色分けしているところが改正後、その横が占用物件の例、改正の理由等になっております。

料金表でございますが、改正前は、甲地を都市計画区域内、乙地を甲地以外の区域として、静岡県道路占用路等徴収条例の料金表におけます市区域を甲地、町村区域を乙地として料金表を適用しておりました。

今回の改正につきましては、県条例における市区域の料金表を市内全域に適用させることで、甲地・乙地の区分を撤廃いたしました。

この理由は、静岡県道路占用料等徴収条例において、下田市内における都市計画区域内と区域外では、料金表適用の区分もないため、市条例においても同様の取り扱いとすることが適切であると判断したものでございます。

料金表の改定につきましては、占用物件の種類の主たる区分についてご説明いたします。

改正前の占用料の額は、甲地の料金表により説明させていただきます。

法第32条第1項第1号に掲げる工作物とは、電柱、電線、変圧塔やこれらに類する工作物が該当し、電柱につきましては、改正前900円を第1種電柱1,200円に、第2種電柱1,900円、第3種電柱2,600円とするもので、種別の取り扱いについては、後ほど備考のところで説明させていただきます。

電話柱は、330円を第1種電話柱1,100円に、第2種電話柱1,800円、第3種電話柱2,500円と改正するものです。

次に、法第32条第1項第2号に掲げる物件とは、ガス管や電気地下管路等地下埋設物の占用が該当し、改正前においては、「(国の占用であります)法第35条及び(ガス事業・電気事業等の公益性の高い占用であります)第36条に規定するもの」と「その他のもの」に区分されておりましたが、ガス事業や電気事業等の公益性の高い占用と、温泉管が該当する「その他のものの」占用区分を撤廃するもので、外径0.2メートル未満の単価は66円に据え置くものです。

法第32条第1項第3号と第4号に掲げる施設とは、策道やアーケードの占用が該当し、区分分けを廃止し、1,000円を1,700円に改正するものです。

資料の2ページをご覧ください。

法第32条第1項第5号に掲げる施設は、地下街、上空及び地下通路の占用ですが、現に占用している例はございません。

法第32条第1項第6号に掲げる施設は、縁日の露店が該当しますが、静岡県土木部長通達により、縁日等の露店については、「警察の道路使用のみとする」ことになっているため、現に占用している例はございません。

令第7条第1号に掲げる物件とは、看板が主な占用物件に該当し、2,420円を4,840円と改正するものです。

令第7条第2号及び第3号に掲げる物件とは、工事用の足場が主な占用物件となりますが、240円を480円に改正するものです。

令第7条第4号及び第5号に掲げる物件は、仮設店舗が占用物件となりまして、100円を170円に改正するものです。

令第7条第6号、第7号、第8号につきましては、トンネルの上または高架の道路の下に設ける店舗、倉庫、駐車場及びパーキングエリア内食事施設等が該当しますが、下田市が道路管理者となる高速道路や自動車専用道路は、今後とも占用する例がないものと判断し、料金表から削除するものです。

資料の3ページをご覧ください。

備考中、1号及び2号を追加するものです。

1号においては、第1種電柱から第3種電柱を規定するもので、第1種電柱とは3条以下の電線を支持する電柱を、第2種電柱は4条または5条を、第3種電柱は6条以上の電柱を支持するものです。

具体的な取り扱いについては、個別の調査は不可能であることもあり、現在、静岡県は平均的な条数である第2種電柱を適用させておりまして、下田市におきましても同様の取り扱いを予定しております。

2号の第1種電話柱から第3種電話柱の種別についても同じ内容となり、静岡県の例により第1種電話柱の料金を適用するものです。

改正前の5号は、さきに説明したとおり、甲地、乙地の区分を撤廃するため、削除するものです。

議案件名簿の24ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は平成18年4月1日から施行するものです。

なお、今回の改正によりまして、約130万円の占用料金の増を見込むものでございます。

以上、雑駁ですが、議第97号 下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番。

○4番（土屋雄二君） これは道路についてだけの占用料の改正であって、ガス管とか電気事業等で河川というのが出てこないのですけれども、下田市は今年の4月から事務事業の移譲で赤線、青線の所有権が国から下田市に移ったわけなのですけれども、水路はこれは対象にならないということですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 水路につきましては、次の議第101号の方の普通河川条例、この方で適用になります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第97号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第98号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第98号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○建設課長（宮本邦夫君） それでは、第98号についてのご説明を申し上げます。

議案件名簿の25ページをお開きください。

議第98号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、占用料の見直しに伴う所要の改正及び条文の整備を行うためでございます。

現行の占用料につきましては、平成6年4月1日より施行されており、12年が経過しているため、先ほどご審議いただきました下田市道路占用料等徴収条例の一部改正にならない、改正をお願いするものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料より説明させていただきますので、資料の40ページ、41ページをお開きください。偶数ページが改正前、奇数ページが改正後、アンダーラインを引いてある部分が改正する箇所でございます。

まず第6条でございますが、徴収方法。占用料は、占用の許可と同時に市長が発行する納入通知書により当該年度分を占用者から徴収する。この場合において、占用期間が翌年度以降にわたる場合は、次年度以降の占用料は毎年度、当該年度の初めに徴収する。ただし、市長が別に納期を指定し、または分割納付を許可した場合はこの限りでないと改めるものでございます。

この改正理由につきましては、昨今の経済情勢と伊豆急下田駅、構内自動車組合の要望を考慮し、占用料の分割納付が行えるよう改正するものでございます。

第7条を削り第8条を第7条とし、9条から11条までを1条ずつ繰り上げるものでございますが、第7条につきましては占用料の1カ月に満たない場合、1平方メートル未満の端数が生じた場合の計算方法でありまして、今回の改正により準用する、下田市道路占用料等徴収条例に記載されているため削除するものでございます。

資料の42ページ、43ページをお開きください。

別表の占用料金を次のように改めるものでございまして、種別欄中、電柱、支柱、支線共、街路柱、案内標識、立看板、建築等のため一時占用、地下埋設物とあるのをその他の占用と改め、基準欄中のそれぞれの数量、期間について、下田市道路占用料等徴収条例第2条を準用すると改め、料金欄中のそれぞれの金額につきましても、下田市道路占用料等徴収条例第2条を準用するものでございます。

備考として、今まで明記していなかった支柱、支線について、支柱または支線1本、H柱は2本とみなすと明記するものです。

今回の改正によりまして、公衆電話1カ所の単価が900円から1,700円に変わっただけですので、収入増としては800円としかならないものであります。

議案件名簿の26ページへお戻りください。

附則として、この条例は平成18年4月1日から施行するものです。

以上、雑駁ですけれども、議第98号 下田駅前広場等の占用及び占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第98号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第99号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第99号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○建設課長（宮本邦夫君） それでは、議第99号についてご説明申し上げます。

議案件名簿の27ページをお開き願います。

議第99号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、占用料等の見直しに伴う所要の改正を行うためでございます。

現行の占用料につきましては、平成6年4月1日より施行されており、12年が経過しているため、先ほどご審議していただきました下田市道路占用料等徴収条例の一部改正にならない、また平成9年度に改正されました静岡県都市公園条例と同額で改正をお願いするものでございます。本年9月定例会において審議していただきました下田市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきますので、資料の44ページ、45ページをお開きください。44ページが改正前、45ページが改正後、アンダーラインを引いてある部分が改正する箇所でございます。

都市公園条例、別表1の改正規定（有料公園施設）の次に、次の改正規定を加えるもので

ございまして、別表第2の1の表の都市公園占用料等を次のように改正するものでございます。

区分欄中、公園施設を設置する場合とあるのを、公園施設を設けまたは管理する場合と改め、金額欄中150円とあるのを180円に改正するものです。

区分欄中、公園を占用する場合の電柱その他これに類するもの、水道管、下水道管、ガスパイプ、その他これに類するもの、公衆電話所、その他これらに類するもの、その他の占用とあるのを、都市公園法第7条で定めるものと改め、算定単位欄中それぞれの数量、期間があるのを、下田市道路占用料等徴収条例第2条を準用すると改め、金額欄中のそれぞれの金額につきましても、下田市道路占用料等徴収条例第2条を準用するものでございます。

区分欄中、行為を行う場合の業として行う写真撮影とあるのを、常時業として行う写真撮影と改め、金額欄中1,250円とあるのを2,350円と改め、競技会、展示会、映画会、その他これらに類する行為とあるのを、第3条第1項第1号から第5号までに掲げる行為のうち、常時業として行う写真撮影を除くと改め、有料公園施設の算定単位欄中、別表第2の2の（敷根公園健康広場使用料）または別表第2の3（敷根公園庭球場使用料）に掲げる利用区分に応じ、それぞれの使用料の額の1.5倍の額とあるのを、当該有料公園施設の使用料の額の1.5倍の額と改め、その他の施設（有料公園施設以外のその他の公園）の面積によるものの金額欄中30円とあるのを40円に改め、面積により難しいものの金額欄中3,750円とあるのを5,000円に改めるものでございます。

備考として、今まで明記していなかった支柱、支線について、支柱または支線1本、H柱は2本とみなすと明記するものでございます。

附則の第4項は、この条例の施行の日における使用の許可に係る使用料は、改正後の下田市都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるとなっておりますが、占用許可期間が数年にわたり、今回改正の占用料が平成18年度予算に反映されないケースが出てくるため、ただし書き「ただし、別表第2の2の1の表に係るものを除く。」を加えるものでございます。

以上の改正によりまして、約11万円の収入増が見込まれております。

議案件名簿の28ページにお戻りください。

附則。

「この条例は、公布の日から施行する。」となっておりますが、都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでありまして、一部を改正する条例の施行日が平成18年4

月1日から施行するとなっておりますので、今回の占用料の見直しによる改正も平成18年4月1日から施行することとなります。

以上、雑駁ですが、議第99号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番。

○13番（大黒孝行君） 1点お伺いいたしますが、先ほど道路の占用等々にもありました電柱等の占用に関しまして、この値上げが基本的に私の土地等々の使用にかかわります関係というのは念頭にあるかどうか、もしはっきりするものがあるとすれば考えをお聞かせいただきたいと思います。個人の土地です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） この今の99条については個人のものはありませんが、先ほどの道路等につきましては個人が占用しています、例えば温泉管あるいは通行路に、そういったものが全部今回のあっちで改正になっております。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（大黒孝行君） そういうことではなく、相手がありますね、これ。占用の許可を求め、占用料を払う。例えばこの想定されるのは電気会社とか、ケーブルテレビ等々がありますけれども、そういうときに市の値上げで一応の900円が1,200円等々になるという値上げのあれが私の土地、市民の土地を通っている場合にその値上げのあれが何か波及する部分があるかどうかということですよ。そういう点、されるかどうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） その件につきましては、例えば個人の土地の中に電柱が入っていますよ。この場合例えば1本、年間幾らですよと、そういう契約が例えば東電あるいはN T Tと契約されておられると思うのですけれども、そこまでについてちょっと今その両会社ともまだ協議をしておりません。

ただ今回の改定につきまして、後ほど普通河川の方も出てきますけれども、占用者が企業者であります東電あるいはN T Tあるいはガス、その辺についての下打ち合わせといえますか、事前の打ち合わせはっております。



以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第99号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第100号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第100号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○下水道課長（長友重一君） 続きまして、議第100号 下田市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿29ページ並びに説明資料の46、47ページをお開きください。

提案理由といたしましては、下水道法の一部を改正する法律及び下水道法施行令の一部を改正する政令が平成17年11月1日に施行されました。

この条例の中で、事故時の措置の創設の条項が追加されたことに伴い、下田市下水道条例に記載されている下水道法の条項及び下水道法施行令の条項の改正が必要となるため提案するものです。

なお、事故時の措置の創設条項は条例規定ではありませんので、今回の条例改正には影響ございません。

改正の内容につきましては、説明資料の46、47ページからご覧ください。左側が改正前、右側が改正後でアンダーライン部分を改正したいというものです。

まず第2条関係でございますが、下水道法第12条の10第1項が、12条の11第1項に改正されたことに対応するものです。

次に、第8条関係ですが、前回の第2条と内容は同じです。

最後に、第12条関係でございますが、下水道法施行令第9条の8が9条の10に、同じく9条の9第1項3号が9条の11第1項3号に改正されたことに対応するものです。

それでは、議案の本文に戻っていただきまして、附則ですが、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、簡単な説明ですが、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第100号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時 4分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

#### ◎議第101号の上程・説明・質疑

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第101号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○建設課長（宮本邦夫君） それでは、議第101号についての説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案案件名簿の31ページをご覧ください。

議第101号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市普通河川条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、占用料の額の見直しに伴う所要の改正を行うためでございます。

現行の占用料につきましては、平成6年4月1日より施行され12年が経過しております。

その間に静岡県河川管理条例における占用料が平成9年度に改正されております。

今回の改正の額につきましては、静岡県河川管理条例と同額で改正をお願いするものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料の48ページ、49ページをお開きください。

偶数ページが改正前、奇数ページが改正後、アンダーラインが引かれている部分が改正する箇所でございます。

河川占用料の料金表でございますが、改正前の土地占用料の料金表においては、甲地を都

市計画区域内、乙地を甲地以外の区域として区分しておりましたが、今回の改正におきましては下田市道路占用料等徴収条例と同様に、甲地・乙地の区分を廃止するものであります。

料金表の改正につきまして、ご説明いたします。

別表1、発電以外の流水占用料の表における発電以外の原動力に供するもの7,000円を8,100円に、工業用水その用に供するもの1万1,200円を3万4,200円に改正するものですが、現に占用している例はございません。

別表2、土地占用料の改正前の占用料の額は、甲地の占用料により説明させていただきます。

表中、工作物設置に伴うもののうち、広告板530円を690円に、改正前におけます広告塔は廃止し、広告板の料金を適用させ、管線類外径50センチメートル160円を210円に、50センチメートル以上420円を540円に、電柱900円を1,200円に、鉄塔1,160円を1,700円に、漁業用工作物70円を90円に、やな漁場3,480円を4,500円に、小割式魚類7円を9円に改正するものです。

説明資料の49ページ、50ページ、51ページをご覧ください。

かき、のり養殖場7円を9円に、その他のもの230円を300円に、工作物を設置しないもののうち農耕地、採草地等7円を9円に、その他のもの120円を160円に改正するものです。

備考につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、甲地・乙地の区分を撤廃するため5号を削除するものです。

別表3、土石採取料、その他の生産物採取料のうち、種目の欄中、砂利、砂、土砂につきましては変更ございません。

礫・栗石の適用欄中控長15センチメートル以内を控長25センチメートル以内に改正し、転石を玉石に改正、料金においても単位を1個から1立方メートルに変更し2,400円とし、控長40センチメートル以上を超えるものは1個当たりその都度時価を考慮して市長が定める額と改正するものです。

ささまたはじゅん菜、51ページ、52ページをご覧ください。

あしまたはかやに変更はなく、埋もれ木または竹木をその他その都度時価を考慮して市長が定める額と改正するものでございます。

議案件名簿の33ページにお戻りください。

附則ですが、この条例は平成18年4月1日から施行するものです。

なお、今回の料金改定により改定前に比較しますと、約100万円の占用料金の増を見込む

ものでございます。

以上、雑駁ですけれども、議第101号 下田市普通河川条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 今回の占用料改正につきましてはあと残すところ海岸保全区域というのですか、これも占用料についてのことで、全体として流れているのは道路占用料の改正というものが柱になっていて、それぞれの改正をしているという。それにならって改正しているという内容のものだろうと思うのです。

このところで今お伺いしたいのは、道路の場合の接道敷というのですかね、これについては占用料はほとんど取っていないと思うのです。しかし、河川の場合には、河川はたいてい家屋がある場合については占用橋あるいはその他の工作物等については占用料を徴収していると思うわけです。

そこでお伺いしたいと思います、道路並びに河川において家があり個々の住宅があって、その住宅に接道する道路なりそれに接道するための河川の占用というふうなものは占用料は実態としてはどうなっているのか。

この点について、河川あるいは水路、道路の管理において占用の実態を正確に、実情と占用料というふうなものが照合しているのかということと必ずしもそうではないのではないのか。一度当局として、道路、河川等の占用の実態を全面的に洗い直す必要があるのではないかと思うわけです。とりわけ河川については等々問題点があるのではないのかと、そういう点で河川あるいは道路の占用の台帳のようなものの整理は行われているかどうか、この点2点目にお伺いします。

3点目に、全体としてこの条例改正が冒頭申し上げましたように道路等の占用料の改正というそういうものを受けて、河川であるとかあるいは公園であるとか、あるいは漁港であるとか、こういうものの占用料が自動的に変わるわけです。そうしますと、今回占用料からの改正から外れている農林道であるとか、あるいは農林関係の寝姿山自然公園であるとか、あるいは爪木崎自然公園であるとか、こういうものの電柱等の占用というふうなものは条例改正から抜けているわけございまして、この点についてはこの際一定の要するに全体的な整

備を図った方がいいのではないのかというような点ですが、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） まず1点目の道路とか河川に接道するものについてですけれども、これにつきましては一応通行料として占用料はいただいております。

それと2番目のこういう要するに河川あるいは道路に対する台帳の整備ということでございますけれども、これにつきましては一応今占用システムという電算の方で一応入っているものがありますので、それと実態がどうなっているということが、ちょっとはつきり申し上げましてそこまで細かく突き合わせというものがされていないというのがこれ実情でないかと思っておりますけれども、なるべくそういった実態と台帳の方の整備につきましては今後また考えていきたいというふうに思っております。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 今回の改正に農林道、それから爪木崎等の施設が含まれていないのは一緒にあわせて実施していったらよろしいのではないかとことでしたけれども、実際、私どもが管理しております農道、林道、古いものにつきましてはなかなか境界が明確に確定していない部分が多いのが実態でありまして、現状その一括してそれが同列で占用徴収できない状況が実態であります。

また、これについても順次整備をしていかなければいけないと考えておるところであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 今回の改正は、一応冒頭から申し上げましたように道路占用料の改正ということから出発しているというのが自明のことであるわけございまして、全体としての整合性を図るために一定次々と改正が行われているというのが実態であるわけです。

例えば私の承知しているところでは、自分のうちのすぐ前に寝姿林道というのがありまして、これには巨大な電柱群があるわけで、あるいはこの林道沿線の電柱あるいは桧沢林道沿線の電柱含めて農林道の電柱についても占用というのは明確であると思うのです。これらが手をつけられないというのは、これは一体性を欠く結果になると。これはどうですか、総務課長さん。追加の議案として出さないと、これやっぱり整合性を欠くのではないのかというに思いますが、いかがでしょうか。

次に、道路あるいは河川の接道する通路としての占用というのは、これは仮に徴収してい

るとなると膨大なものになると思うのです。膨大なものになるのではないかと。簡単に言えば、河川をまたいで、あるいは水路をまたいで道路があるということについては、道路があって水路があってその向こうに家があるというのはこれは至るところにあるわけです。その通路等についての占有というものは、しない限りは、通り道になっちゃっても家に入れない。したがって、それらの占有料を取っているということになるならば、現状は恐らく大部分が占有漏れの実態、要するに徴収漏れの実態になっているのではないのかというふうに思うのです。

私は今回の条例改正で大事なことは、原則を確立することではないかと思うのです。要するに、河川あるいは道路は、僕は道路については接道する通路等については占有料でも取っていないのじゃないかと思えますけれども、課長さん取っていると言うからこれは間違いないので。そうだとするとこれ大変なことになるのじゃないか。

ともかく、現在はこういう条例改正になったから、従って現実の占有の状態に対してある人は占有料を納めている、ある団体は納めない。こういうことになっては大変不公平だと思うのです。

一例上げますと、自分の住んでいる原田という地内では、原田区が借りている第2駐車場という駐車場に至る上を通る占有橋は、年間数十万のお金を、占有料を払っている。ある家が同じ原田地内に水路を挟んで、あるいは下田市からちゃんと許可を受けて通路を持っている。隣のうちはそういう許可はなしでそのまま自由に使っているという、こういう実態というものはことごとくあると思うのです。

そういうものを仮に今回の改正ということでいくなれば、整理をして一定の減免すべきものは減免する、正当にもらうべきものはもらうという、こういうことをきちんとする必要があるのではないかと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） ただいま小林議員ご指摘のとおり、我々といいますか、本当にこれが徴収漏れがあるのかないのかというような問題も含めて市民の皆さんに不公平にならないように実態も調査しながら、また今回の改正につきましては広報あるいは回覧等でこういったものを周知していくつもりでございますので、その中でやはりこういうものについてはかかるのですよというなものも含めてやっていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 農林道関係の、要するに今回の道路占用の条例に含まれないというか、入っていないような農林道の占用利用についての対応について、関係条例として一定的に、同時に上程して、整合性を合わせるべきじゃないかというご指摘だと思います。

基本的には、農林道でも占用料等の賦課については道路占用料に準じた形で対応はなされていると思いますけれども、申しわけありません。今ちょっと条例を確認しませんと確実な答弁ができませんので、もしよろしければ休憩をさせていただいて調べさせていただくというところでお願いしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

---

午前11時30分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 貴重なお時間をいただきまして申しわけございませんでした。

先ほどの関係でございますが、農林道の関係の部分でございますけれども、特に農林道の関係につきまして明確に道路占用の規定はございませんで、逆に言いますとそういう部分につきましては下田市の行政財産の使用料徴収条例の規定に基づきまして、第2条におきまして下田市道路占用料等徴収条例の決定に係る額を準用するという規定に基づきまして対応しているというのが実態でございます。

〔発言する者あり〕

○総務課長（土屋徳幸君） そういうときは下田市の行政財産の使用料徴収条例。

〔発言する者あり〕

○総務課長（土屋徳幸君） 特に規定はございませんので、この。

〔発言する者あり〕

○総務課長（土屋徳幸君） ございませんので、これらも行政財産の使用料徴収条例の規定を準用して対応させていただく、そういうことでございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

13番。

○13番（大黒孝行君） 1件。

発電以外の流水占用料の件につきまして、例なしとも言われていましたが、この将来におきまして工業用水の他に供するものとして大変大幅な値上げが規定されておるわけですが、多分にきれいな川、きれいな水が工業、または企業誘致に絶対不可欠な条件だと思いますし、下田市はそれに耐えられるだけの関係にないと思いますが、仮にそういうことがあったときこれが負担になって出られないということがないように十分全国的な標準のものであるのかどうか。そういう金額決定にそういうものが考慮されたかどうかお伺いをします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） この発電以外の流水占用料の関係でございますけれども、ただやはりこれだけ、例えば今おっしゃいました工業用水にもっていくとか、ただ今の市の方の管理しているような普通河川、準用河川等についてここでその上流水を引いて工場の工業用水というのは、ちょっと今考えられないのじゃないのかというふうな、例もありませんので、考えられてないかと思っておりますけれども、そういう負担にならないようにというようなあれでしたもので、それについてまた考えていきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（大黒孝行君） ただそれは前段申し上げたように、これはどうしようもない、そんなものに利用されるとは思いますが、今後社会の発展、特にITの世界で申し上げますと、需要の可能性のある立地なのですよ、環境。保養所としての環境も含めて。そうしたときに、精密機器等々の工作にはきれいな水というのが欠かせない条件になろうかと思っておりますので、その可能性も秘めてそういう話があったときにこれがネックにならないかということは検討してしかるべきだと思います。そういう意味でお伺いしたもので、全国標準で見てこれぐらい妥当かなという検討がなされた、もしなされてなかったのだったら、また検討をよろしくお願ひしたいという要望に終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第101号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第102号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第102号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。



当局の説明を求めます。

番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） それでは、議第102号 下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

議案件名簿の34ページの方をお願いいたします。

提案理由でございますけれども、占用料の見直し等に伴う所要の改正を行うためでございます。

これ先ほど漁港区域の改正条例案で説明しましたとおり、県の条例に基づく改正でございます。

それでは、条例改正関係等説明資料の54ページ、55ページをお開きいただきたいと思います。左側が改正前、右側が改正後の数字となっております。

別表第1としまして、第6条占用料及び土石採取量の関係でございますが、このうちの占用料の規定を今回は改正をさせていただくものでございます。

工作物の設置を伴うもののうち広告板、掲示板を含むものでございますけれども、表示面積1平方メートル1年につき530円を690円に、電柱1本1年につき900円を1,200円に、鉄塔占用面積1平方メートル1年につき660円を1,700円。それから管線類のうち外口径が50センチメートル未満のもの、長さ1メートル1年につき160円を210円に。同じく外口径が50センチメートル以上のもの、長さ1メートル1年につき420円を540円に。それから、漁業用施設の小割式魚類養殖施設につきましては占用面積が1平方メートル1年について7円を9円に。それからかき、のり養殖施設の占用面積1平方メートル1年につき7円を9円に。その他のものとしましては同じく1平方メートル1年につき70円を90円にということで、大きな区分のその他のものの占用面積が同じく1平方メートル1年について230円を300円にそれぞれ改正するものでございます。

それから、工作物の設置を伴わないものにつきまして、農地または採草地でございますけれども、いわゆる占用面積が1平方メートル1年につき7円を9円に、茶、果樹等の樹園地、同じく70円を90円に、その他のものとしまして120円を160円にそれぞれ改正するものでございます。

また、表の下の（9）のうち第4号の規定に1月として計算するというものを100円に切り上げると訂正をさせていただくものでございます。

本文の36ページに戻っていただきたいと思います。

附則でありますけれども、この条例は平成18年4月1日から施行をするものでございます。  
ちなみにこの改正に伴って収益増の見込まれる金額は18件で、11万7,306円ほどが収入増につながるものと考えております。

以上、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第102号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第103号から議第109号までの上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第103号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第104号 平成17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第105号 平成17年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第106号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第107号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第108号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第109号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（土屋徳幸君） それでは、議第103号から議第108号まで各補正予算につきまして一括してご説明をいたしますので、お手元にごございます浅黄色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いただきたいと思います。

では、まず議第103号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,060万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,624万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明をさせていただきます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、7ページをお開きください。

第2表の債務負担行為の補正、変更は今回2件でございますが、平成17年度新規に債務負担行為を設定したもので、契約に伴い金額の変更が生じたため変更するものであります。

1件目が事務機器等リース料で期間には変更ございませんが、限度額において1件分の事業予定額82万1,000円を9万6,000円に、72万5,000円減額をいたしました。さらに17年度予算計上額を13万7,000円から1万6,000円に12万1,000円減額し、18年度以降の支払額68万4,000円を8万円に60万4,000円減額するものでございます。

2件目は、車両リース料で、これも期間には変更ございませんが、1件分の影響で限度額におきまして合計事業予定額245万5,000円を230万5,000円に15万円減額し、17年度予算計上合計額を55万8,000円から53万7,000円に2万1,000円減額し、18年度以降の支払合計を189万7,000円から176万8,000円に12万9,000円減額するものでございます。

次に、第3条の地方債の補正でございますが、8ページをお開きください。

第3表1、地方債の補正追加は、朝日小学校屋上防水改修事業で、起債対象事業となったため限度額の金額を借り入れるもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

続いて、9ページの第3表2、地方債の補正変更は、須崎漁港漁場整備事業から公共道路橋梁・河川災害復旧事業の3件の事業費につきまして、補正前のそれぞれの起債の限度額合計3,450万円を補正後のそれぞれ起債の限度額合計3,370万円に変更し、80万円減額となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりとなるものであります。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、浅黄色の補正予算の概要の1ページをお開きください。

初めに、歳入であります。総務課関係といたしましては、16款2項8目県営事業軽減交付金は27万円の追加で、交付額の確定によるもの、17款2項1目不動産売却収入は897万円の追加で、1節の土地売却収入の896万1,000円の追加は、柿崎及び中地内の法定外公共物譲与により受けたものを用途廃止に伴い払い下げるもので、柿崎は医療法人社団桑寿会、中は(株)静岡中央銀行の2件合計26.3平米、宅地54万328円で、また国道135号交通安全施設等整備事業に伴い、白浜三穂ヶ崎地内の地目原野を道路用地及び代替地として263.15平米を842万

800円で静岡県へ売却するというものであります。

2節その他不動産売払収入は9,000円の追加で、国道135号交通安全施設等整備事業の土地売却に伴い、当該土地の立木売却代として受け入れるものであります。

21款5項5目雑入の291万5,000円の追加は、自動車事故等の共済保険5件、昨年の台風第22号による建物共済保険11件の保険金受け入れであります。

22款1項2目農林水産業債140万円の減額は、それぞれの事業費の減額に伴うものであります。

22款1項5目教育債は1,070万円の追加で、地方債の補正でも申し上げましたが、朝日小学校屋上防水改修事業が起債対象事業となったことによるものであります。

22款1項9目災害復旧債60万円の追加は、起債対象額の確定に伴うものであります。

続いて、市長公室関係では、16款2項1目総務費県補助金は2万4,000円の追加で、ノンステップバスを平成17年度排ガス規制適合車の購入とするため、補助対象額が増額となったことによるものであります。

16款3項1目総務費委託金は、154万6,000円の減額で、国勢調査等統計調査の事業費確定によるものであります。

続いて2ページ、環境対策課関係では、15款2項2目衛生費国庫補助金は5万9,000円の減額で、合併処理浄化槽の新規、設置替の実績に伴うものであります。

16款2項3衛生費県補助金は14万3,000円の減額で、河川海岸愛護事業は交付団体の減、合併処理浄化槽設置事業は実績に伴う減であります。

19款1項5目水道事業会計繰入金は9万2,000円の減額で、稲梓地区合併処理浄化槽の新規、設置替の実績に伴うものであります。

21款5項5目雑入は19万2,000円の追加で、分別収集ステーション内物損事故の補償として保険金を受け入れるものであります。

続いて、健康福祉課関係では、15款1項1目民生費国庫負担金は225万円の追加で、生活保護扶助費は医療費の増によるもの、保護費返還分は受給者からの返還増に伴う国庫負担金の見込み減であります。

16款1項1目民生費県負担金は53万6,000円の追加で、行旅死亡人の2名分の県負担金が主なものであります。

16款2項2目民生費県負担金は636万5,000円の追加で、特養老人ホーム個室入居者負担が介護報酬基準の改定により大幅に増加することとなったため、その軽減のための特例補助制

度創設によるものが主なものであります。

21款5項5目雑入は800万円の追加で、先ほど申し上げた受給者からの返還金の見込み増であります。

続いて、3ページ健康福祉課福祉係関係では、15款1項1目民生費国庫負担金は109万2,000円の減額で、補正内容記載のとおりそれぞれ平成17年度実績見込みによる増減で、被用者児童手当負担金290万7,000円の減及び被用者小学校第3学年終了前特例給付費負担金216万6,000円の増等が主なものであります。

15款2項1目民生費国庫補助金は4万1,000円の減額で、これも補正内容記載のとおりそれぞれ平成17年度実績見込みによる増減で、知的障害者地域生活援護支援費の27万9,000円の減、児童短期入所支援費の30万円の増等が主なものであります。

16款1項1目民生費県負担金の58万1,000円の追加は、実績見込みによるもので、被用者小学校第3学年終了前特例給付負担金が主なものであります。

4ページをお願いいたします。

16款2項2目民生費県補助金は222万2,000円の追加で、主なものは乳幼児医療費の224万1,000円の増であります。

続いて、健康福祉課子育て支援係関係では、15款2項1目民生費国庫補助金は441万円の追加で、へき地保育所事業対象の次世代育成支援対策補助金の16款2項2目民生費補助金との組みかえであります。

続いて、農林水産関係では、13款1項1目農林水産費分担金は68万9,000円の減額で、それぞれの事業費の減に伴う分担金の減であります。

5ページをお願いします。

14款1項4目農林水産使用料は50万3,000円の減額で、爪木崎駐車場夏季収入の確定によるものであります。

16款2項4目農林水産業費県補助金は600万円の減額で、事業費の減に伴うものであります。

21款5項5目雑入は6万2,000円の追加で、梓山の家ガラス破損による物損に対する保険金受け入れであります。

続いて、建設課関係では、15款1項3目災害復旧費国庫負担金は106万7,000円の追加で、8月25日の台風第11号による公共河川災害5件、公共道路災害8件分であります。

16款2項5目土木費県補助金は79万円の減額で、柿崎腰越地区急傾斜地指定促進事業費確

定による減額であります。

21款5項5目雑入8万6,000円の追加は、市道赤間白浜線落石事故に伴う賠償保険金の受け入れであります。

続いて選挙管理委員会関係では、15款3項1目総務費委託金は20万円の追加で、衆議院議員選挙事務精算に伴うもの。16款3項1目総務費委託金は20万円の減額で、静岡県知事選挙事務精算に伴うもの。

6ページをお願いします。

19款1項6目柿崎財産区会計繰入金は187万9,000円の減額で、財産区議会議員選挙の無投票に伴う減額であります。

続いて、歳出であります。7ページをお願いいたします。

まず議会事務局関係でございますが、1款1項1目議会事務は30万8,000円の追加で、正副議長改選に伴う報酬の補正と、会議録反訳委託料30万4,000円が主なものであります。

続いて、総務課関係では2款1項3目行政管理総務事務は51万4,000円の追加で、共用車の燃料費であります。

2款1項3目例規関係事務は430万5,000円の追加で、例規集のデータベース化業務委託336万円が主なものであります。

2款8項1目地域防災対策総務事務は10万円の追加で、敷根防災用自家発電装置燃料費であります。

12款1項1目予備費は23万2,000円の減額で、歳入歳出調整額でございます。

続いて、市長公室関係では、1款1項2目人事管理事務は58万円の減額で、臨時職員の雇用保険、労災保険の不用額でございます。

2款1項7目地域振興事業は4万8,000円の追加で、歳入でも触れさせていただきましたが、ノンステップバスの平成17年度排ガス規制適合車の購入となったことに伴い補助金を増額するものでございます。

2款5項2目指定統計調査事業154万6,000円の減額は、調査員報酬の精算に伴う減額が主なものであります。

2款9項1目新電算システム構築事業316万3,000円の追加は、システムカスタマイズ業務委託、ネットワーク構築業務委託等委託料の増643万7,000円、クライアントサーバー用ネットワーク整備工事の精算に伴う不用額238万8,000円の減が主なものでございます。

同じくインターネット情報発信事業171万9,000円の減額は、それぞれ精算不用額ござい

ます。

続いて税務課関係では、2款2項1目税務総務事務の37万1,000円の追加及び2款2項2目市民税課税事務の26万6,000円の追加は、平成18年1月から3月にかけての申告受付等の時間外勤務手当及び臨時雇賃金であります。

続いて、8ページをお願いします。

市民課関係では、2款3項1目住民基本台帳ネットワーク事務は70万円の追加で、計算センターにある住基ネットワーク機器を市役所へ移設する経費でございます。

3款6項1目国民年金事務は470万1,000円の追加で、国保事務と国民年金事務の分掌変更に伴う人件費の組みかえであります。

続いて、環境対策課では4款3款2目ごみ収集車車両管理事業は67万8,000円の追加で、パッカー車の部品等消耗品費、燃料費等が主なものであります。

4款3項3目焼却場管理事務は燃料費の60万円の追加、同じく焼却炉改良事業は133万8,000円の追加で、焼却炉改良のための環境アセスメント業務委託130万円が主なものでございます。

4款3項5目環境対策事務25万9,000円の減額は、水質検査委託の入札差金、同じく環境衛生事業は5万円の追加で公衆トイレの消耗品、同じく環境美化推進事業の18万円の追加は資源ごみ集団回収の実績増に伴う補助金の増が主なものでございます。

同じく合併処理浄化槽設置整備事業44万5,000円の減額は、実績に伴うものであります。

続いて、健康福祉課関係では、3款1項1目社会福祉法外援護事業53万6,000円の追加は、歳入でも触れさせていただきましたが、行旅死亡人2名に関する経費、3款2項1目老人福祉総務事務は780万円の追加で、歳入で説明した特養老人ホーム個室入居者負担軽減のための補助金であります。

同じく、在宅老人援護事業は88万7,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり各サービスの見込みによる増額であります。

3款2項4目ことぶきバス回数券助成事業は62万6,000円の追加で、今後の見込みによるもの。

3款4項1目生活保護費支給事業は1,000万円の追加で、医療費の見込み増によるものでございます。

3款7項1目国民健康保険会計総務費470万1,000円の減額は、3款6項1目国民年金事務との組みかえであります。

3款8項1目介護保険会計繰出金は678万8,000円の事務費等ルール分の繰り出しであります。

続いて、9ページをお願いします。

健康福祉課福祉係3款1項2目特別障害者手当等支給事務は91万8,000円の減額で、受給者の減によるもの。同じく在宅身体障害者援護事業5万7,000円の減額は短期入所利用者の減、デイサービス利用者の増等による増減、3款1項3目知的障害者施設入所支援事業は78万円の減額で、補正内容欄記載のとおりそれぞれ見込みによる増減。同じく在宅知的障害者援護事業は55万8,000円の減額で、知的障害者グループホーム利用者1名減に伴う減額であります。

3款3項1目在宅児童援護事業484万円の追加は、乳幼児医療費助成補助の増が主なものであります。

3款3項2目児童手当支給事業138万円の追加は、被用者児童手当の対象児童が減となる一方、被用者小学校第3学年終了前特例給付対象者の増により増額となるものであります。

続いて、観光商工課関係では、6款2項2目観光振興対策事業は10万円の減額で、共同宣伝負担金の不用額、6款2項3目観光施設管理総務事務は修繕料43万5,000円の追加、6款2項4目外ヶ岡交流館管理運営事業121万2,000円の減額は、入札差金による減額であります。

続いて、農林水産課関係では、5款3項1目林業振興事業2万1,000円の減額で、車両リースの入札差金、5款5項3目須崎漁港漁場整備事業590万1,000円の減額及び白浜漁港漁場整備事業197万4,000円の減額は事業費の減によるものであります。

続いて、建設課関係では、7款6項1目下水道会計繰出金100万円の減額は事業費の減によるもの、7款7項3目急傾斜地対策事業176万1,000円の減額は、入札差金であります。

10ページをお願いします。

10款2項1目公共河川災害復旧事業8月25日災は88万1,000円の追加で、公共河川5件の復旧事業費の確定によるものが主なものであります。

10款2項2目公共道路橋梁施設災害復旧事業8月25日災は66万3,000円の追加で、公共道路8件の普及事業費の確定によるものであります。

続いて、教育委員会関係で教育委員会学校教育課では、9款2項1目小学校管理事業49万円の減額は朝日小学校屋上防水改修工事の入札差金、9款2項2目小学校教育振興事業33万7,000円の減額はパソコンのリース切れに伴う無償譲渡に変更になったもの、9款2項2目児童援護事業は7万2,000円の追加で見込み増によるもの、9款4項1目幼稚園管理事業の



60万9,000円の追加は、浜崎幼稚園廃園に伴う遊具撤去及び移設の経費が主なものでございます。

9款7項1目学校等給食管理運営事業は60万円の追加で、調理場備品の修繕料であります。

続いて、教育委員会生涯学習課では、9款5項5目公民館管理運営事業は363万7,000円の追加で、中公民館アスベスト対策修繕料350万円及び改修後の濃度測定手数料13万7,000円あります。

続いて、選挙管理委員会では、2款4項3目静岡県知事選挙事務は20万円の減額で、県知事選挙事務精算によるものであります。

2款4項4目柿崎財産区議会議員選挙事務は187万9,000円の減額で、選挙が無投票となったことによる精算であります。

2款4項6目衆議院議員選挙事務は20万円の追加で、衆議院選挙事務精算によるものでございます。

以上で議第103号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第8号）の説明を終らせていただきます。

続いて、議第104号 平成17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の50ページをお開きください。

第1条歳出予算の補正でございますが、その内容につきましては後ほど歳出予算の概要にてご説明させていただきます。

第2条債務負担行為の補正でございますが、52ページをお開きください。

第2表の債務負担行為の補正変更は、車両リース料で期間には変更ございませんが、限度額において事業予定額40万4,000円を32万9,000円に7万5,000円減額いたしました。

さらに17年度予算計上額を16万8,000円から13万7,000円に3万1,000円減額し、18年度以降の支払額23万6,000円を19万2,000円に4万4,000円減額するものであります。

それでは、歳出の内容につきましてご説明いたしますので、歳出予算の概要の11ページをお開きください。

1款1項1目駅前広場総務事務は3万1,000円の減額で、入札差金であります。

3款1項1目駅前広場予備費は、3万1,000円の追加で先の減額分を予備費にて調整するものであります。

以上で議第104号 平成17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）

の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第105号 平成17年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の57ページをお開きください

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,540万9,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりご説明いたしますので補正予算の概要の12ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目財産貸付収入9,000円の追加は、市有地貸付収入としてNTTが設置した東電電柱からの補完支線の年額3,000円の3年分9,000円であります。

次に、歳出であります。2款1項1目土地開発基金繰出金として同額を基金に積み立てるものであります。

以上で、議第105号 平成17年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。

続いて、議第106号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の64ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,331万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,745万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料によって説明させていただきますので、補正予算の概要の13ページをお開きください。

まず歳入でございますが、4款1項1目療養給付費交付金1億4,331万7,000円の追加で、退職被保険者等療養給付費の増によるものであります。

続いて、14ページをお開きください。

歳出であります。1款1項1目国民健康保険総務事務は31万円の追加で、資格点検等県国保連合会共同処理業務手数料が主なものであります。

1款2項1目国民健康保険賦課事務は27万3,000円の減額で、国民健康保険データ移行業務委託の入札差金、2款2項1目退職被保険者等療養給付事務は1億4,000万円の追加で、

退職被保険者の療養給付費の増によるもの。2款2項2目退職被保険者等療養給付事務は、100万円の追加で、退職被保険者の療養費の増によるものであります。2款4項1目審査支払手数料支払事務は66万円の追加で件数の増によるもの。9款1項1目一般被保険者保険税還付事務は100万円の追加で、税の修正等により還付が増するもの。9款1項3目国民健康保険償還金事務は357万4,000円の追加で、前年度の一般医療療養給付費の額の確定により返還するものであります。

10款1項1目国民健康保険予備費は295万4,000円の減額で歳入歳出の調整額であります。

以上で議第106号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終らせていただきます。

続いて、議第107号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書74ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,362万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の15ページをお開きください。

まず歳入でございますが、3款1項1目介護給付費国庫負担金は補正内容記載のとおり介護給付費負担金は居宅介護及び施設介護サービスの増減で、20万円の増に対し、審査支払手数料で同額の減となるため補正額はゼロとなります。3款2項2目介護保険事業補助金は189万5,000円の減額で、補助見込み額によるもの。4款1項1目介護給付費交付金、5款1項1目介護給付費県負担金はそれぞれ3款1項1目介護給付費国庫負担金と同様補正額はゼロというものであります。

8款1項2目その他一般会計繰入金は678万8,000円の追加で、一般会計で申し上げた事務費等に充当するルール分の一般会計からの繰入金であります。

続いて、16ページの歳出でございます。

1款1項1目介護保険総務事務の69万7,000円の追加は、被保険者証再交付の印刷及びその郵送料が主なものでございます。同じく1款1項1目介護保険電算システム整備事業は403万8,000円の追加で、電算システム変更に伴うシステムソフト購入が主なものでございます。

1 款 3 項 2 目認定調査費等事務は15万8,000円の追加で、介護認定調査員 1 名の補充のための臨時雇賃金、2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付事務 1 億1,200万円の追加から最下段 2 款 3 項 1 目審査支払手数料支払事務の100万円の減額まではそれぞれ支出見込みによる調整でございます。

以上で、議第107号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第108号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の88ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,484万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,955万2,000円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にて後ほどご説明させていただきます。

第 2 条債務負担行為の補正でございますが、91ページをお開きください。

第 2 表の 1 債務負担行為補正追加は 2 件で、1 件目の下水道施設包括的維持管理業務委託は期間平成17年度から平成20年度まで限度額は事業予定額 2 億6,220万円の範囲内で下水道施設の包括的維持管理契約を平成17年度において締結し、平成18年度以降において支払うもの。2 件目は下水道施設維持管理契約履行監視業務委託で、期間平成17年度より平成20年度まで限度額は事業予定額2,850万円の範囲内で下水道施設の維持管理契約履行監視契約を平成17年度において締結し、平成18年度以降において支払うというものであり、それぞれ平成17年においては支出を伴わないいわゆるゼロ債務という形となっております。

続いて、92ページ第 2 表に債務負担行為補正変更は 2 件であり、平成17年度新規に債務負担行為を設定したもので、契約に伴い金額の変更が生じたため変更するものでございます。

1 件目が事務機器等リース料で、期間には変更ございませんが、限度額において 1 件分の事業予定額108万円を 2 万1,000円に105万9,000円減額をいたしました。

さらに17年度予算計上額を18万円から4,000円に、17万6,000円減額し、18年度以降の支払額90万円を 1 万7,000円に、88万3,000円減額するものであります。

2 件目は車両リース料で、これも期間には変更ございませんが、限度額におきまして 1 件分の事業予定額165万6,000円を91万2,000円に、74万4,000円減額し、平成17年度予算計上額

23万円を12万6,000円に、10万4,000円減額し、18年度以降の支払額142万6,000円を78万6,000円に、64万円減額するものであります。

次に、第3条の地方債の補正でございますが、93ページをお開きください。

第3表地方債補正変更は、公共下水道事業について補正前の起債の限度額4億9,650万円を4億8,410万円に1,240万円減額し、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、補正予算書の概要の17ページをお開きください。

まず歳入でございますが、1款1項1目負担金は90万円の追加で、南伊豆衛生プラント分の増額、3款1項1目公共事業費国庫補助金、5款1項1目一般会計繰入金、7款3項1目雑入、8款1項1目事業債の減額は事業費の減によるものであります。

続いて18ページ歳出でございますが、1款1項1目下水道総務事務は15万3,000円の減額で、回線使用料の減額が主なものでございます。

1款2項1目下水道管渠維持管理事業は、92万円の減額で、管渠点検業務を直営とすることによるもの、1款2項2目下水道施設管理事業は15万6,000円の追加で、機器の修繕66万1,000円の増、その他委託料の差金減額が主なものであります。

2款1項1目下水道幹線管渠築造工事事業は2,427万8,000円の減額で、事業費の減によるものであります。

4款1項1目予備費は、34万8,000円の追加で歳入歳出調整額であります。

以上で議第103号から議第108号までの6件の補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（森 温繁君） 説明の途中ですが、ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時 8分休憩

---

午後 1時10分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明を続けます。

番外。

○水道課長（磯崎正敏君） それでは水道事業会計の補正予算についてご説明いたします。

お手元の水色の水道事業会計予算書のご用意をお願いします。

議第109号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）でございますが、予算書の1ページをお開きください。

補正（第3号）の主な内容でございますが、収益的収入及び支出に関しましては支出で受託工事費の新設の増加に伴い路面復旧費の増額、資本的収入及び支出におきましては、支出で下水道工事に伴う共同施工負担金の減額、新電算システムに伴うプラントの増額補正が主たるものでございます。

まず第1条でございますが、平成17年度下田市水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。

第2条は予算第3条を次のとおり補正するものとして、支出第1款水道事業費用34万円を増額し6億9,737万9,000円に、その内容といたしまして第1項営業費用を26万9,000円増額し5億3,490万5,000円に、第2項営業外費用を7万1,000円増額し1億5,347万4,000円とするものでございます。

第3条資本的収入及び支出でございますが、予算第4条本文括弧書き中「不足する額2億9,151万6,000円」を「不足する額2億8,994万4,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,962万4,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税基本的収支調整額1,953万5,000円」に、「減債積立金5,769万9,000円」を「減債積立金5,621万6,000円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出で第1款資本的支出を157万2,000円減額し、6億2,031万2,000円に、内容といたしまして第1項建設改良費を同額減額し4億6,990万8,000円とするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない費用でございます。予算第8条を次のとおり補正するものとして、1の職員給与1億2,991万2,000円を1億3,019万9,000円に改めるものでございます。

次に、予算書に関する説明書で2ページをお願いします。

平成17年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出で、支出といたしまして第1款水道事業費用は34万円を増額し6億9,737万9,000円に、内容といたしまして第1項営業費用26万9,000円増額し5億3,490万5,000円、内容といたしましては1目原水及び浄水費は7万7,000円を減額し1億1,453万1,000円に、2目配水及び給水費は委託料を119万3,000円減額し1億1,252万5,000円に、受託費は路面復旧費を120万円増額し1,511万9,000円に、業務費は62万円増額し4,602万円に、総係費は28万1,000円減額し3,101万8,000円とするものでございます。

第2項営業外費用は7万1,000円を増額し1億5,347万4,000円に、その内容といたしましては2目消費税及び地方消費税を同額追加し529万4,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出として、第1款資本的支出は157万2,000円減額し6億2,031万2,000円に、内訳といたしましては第1項建設改良費を同額減額し4億6,990万8,000円に、内容として1目改良工事205万2,000円の減額は、下水道工事に伴う共同施工負担金の減、3目固定資産購入費48万円の増額は新電算システムに伴いプラントの購入でございます。

3ページをお願いいたします。

平成17年度下田市水道事業会計資金計画書でございます。受け入れ資金は変わりはありません。支出資金は130万3,000円を減額し11億1,432万9,000円となり、この結果、資金残高は5,622万円を予定するものでございます。

次に、4ページの給与明細書は説明を省略させていただきます。

5ページをお願いします。

平成17年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定貸借表に今回の補正第3号の補正予算額を増減したものでございます。

6ページの末尾に記載してありますように、資産合計は60億7,938万3,000円となるものでございます。

次に、8ページをお願いします。

8ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は60億7,938万3,000円となり、さきの資産合計と一致し貸借対照表は符号しているものでございます。

9ページをお願いします。

平成17年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益は6億8,799万5,000円から、2の営業費用5億2,634万4,000円を差し引きますと営業利益は1億6,165万1,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益238万6,000円から営業外費用1億4,818万円を差し引きますと、マイナスの1億4,579万4,000円となり、この結果、経常利益は1,585万7,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の400万円を差し引きますと、当年度純利益が685万8,000円を予定しているものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、議第109号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 議第103号から議第109号までについて当局の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず議第103号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を許します。  
10番。

○10番（小林弘次君） たびたび旧南豆製氷工場の保存と関連して、市長はこの保存に関連して特別な寄附のお願いに歩いたと。その結果、1人の篤志家から5,000万円の寄附の申し出があったと、こういうことをたびたびこれまでご報告されているわけですが、実質的な寄附の申し出に対しての採納の取組が取られているのかどうかお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 南豆製氷の関係の篤志家の5,000万円の関係につきまして、今回の補正等予算措置については特に手続をしておりません。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 市長が寄附のお願いをして篤志家が寄附を申し出るということは、速やかに採納の手続を取り予算化すべきことがこの地方財政の原則ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 今回の南豆製氷の基金というか寄附のお願いに行っていますけれども、篤志家の方の条件というのがいろいろ私の方でも公表していますので、ある程度の条件が伴わないとこの寄附はいただけないものであります。

それは、1つは下田市がやはりしっかり公共のものとして買い上げるような方向性が示される、あるいは下田市民がそれなりの応分の負担、負担というのは寄附だと思いますけれども、そういうことをしながらやるという姿勢を見せなければこの寄附はなくなる可能性があります、こういう条件付きの寄附の申し入れでありますので、まだ最終的に私の方では市の方での購入ということが決まっておりませんので、これはまだ受け入れるわけにはいかないとそういう性格のものでございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 11月の全員協議会が終わったあと市長は記者会見をされたということが新聞報道されました。その記者会見の中で旧南豆製氷工場については市が購入するということ、こういうことを表明されているということが報道されました。

この件につきまして、ことは南豆製氷跡地に関する寄附の条件付き寄附であるならばこれ



を採納する場合には議会の議決なり何なり伴う、すなわち予算として提案しなきゃならないわけです。仮に申し出があるにもかかわらず、あるいは市長がその申し出というのは自主的な申し出ではなくて市長の要請に基づいた相手方が寄附しましょうということですから、私はこれはやはり速やかにこの問題の基本的な方向を明らかにして、そして歳入歳出の予算に定めて執行していかないと、南豆製氷問題については市長の個人的なプレー、個人的な行動とこういうことになってしまうと思うのです。したがって、これはやはり下田市の、地方自治体の行政執行の原則として南豆製氷問題の原則的な予算措置をとってその上で寄附を採納するなら採納する等々のこれしなきゃならんと思うのです。そうでなければ、市長の行政執行の重大な不当な行為につながる恐れがあると思います。すなわち予算の背景がないにもかかわらず買う買うという、あるいは寄附を求めるといふ、これはやはり行政執行上あまりいいことではないと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 南豆製氷の問題につきましては、私はまだ市で購入するということを決定的に発表した覚えはありません。記者会見の中で、やはり市で購入しなければならないであろうという市長としての姿勢を言っただけでありまして、市長という立場でもって皆さん方のまだ議決もいただいてない中で姿勢だけはやはりそういう思いということは述べさせていただきましたけれども、まだ市で購入するというような形のことを記者会見でも言った覚えはありません。そういう思いを述べただけのことであって、ですから新聞の報道によりましても2つの新聞が報道しておりますけれども、それぞれ書き方が違っております。ですからその程度のお話をさせていただいたということでございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 下田市を代表しているのは市長であります。市長の発言というのはやはり下田市の公的な発言であるわけでございます。したがって、下田市長が公的に市内外の人たちに南豆製氷の工場跡地の保存との関連で寄附を集めに回っているということはもう周知のことです。その結果として一部の篤志家から5,000万円の寄附の申し出があったということはこれは議会にも全員協議会で報告されているわけです。もしそうだとするならば、これはやはりきちんとその寄附の条件がどうであれ、財政の基本的な原則からするならば歳入予算として定め、そしてそれに基づいて執行するという、これが原則だと思います。私はこの問題に危惧するのはそういう予算を通じて事業を執行するという予算に基づいて、予算というのはご承知のように議会の議決を経て予算を定め、その予算を執行していく、こうい

う執行者としての姿勢から逸脱している、そういうことになると思うのです。ですから、市長は決めていないにもかかわらずお金をもらいに行くとかというのもこれも変な話で、ご寄附をお願いに行くとかということもおかしな話ですが、ともかくこの問題を原則どおり歳入歳出予算に定めて行政執行を行うよう強く要請しておきたいと思います。

終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第103号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第104号 平成17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 説明された建設課長さんにお伺いしたいと思いますが。

この駅前広場の特別会計というのは基本的にはバス会社とそしてバス会社2社、そしてハイヤー、タクシー会社数社の占用料等に基づいて駅前広場の財政というのは成り立っているわけです。この広場につきましては、大体年間私の記憶では1,000万円内外がバス2社、ハイヤー会社からの占用料として収納されると。現実的にはそのお金で駅前広場の修繕、整備を行うと、こういう形で営々としてやってきたわけですが、近年下田市がバスターミナル用地の購入ということを踏まえて駅前広場の整備の必要性というものがますます高くなっていると思うのです。いずれにしてもどのような形にしてみても熱心である熱心でないにかかわらず、いずれ終着駅としてあるいは下田市としての駅前広場の整備という具体的な課題が日程に載らざるを得ないと思います。そうしたときにやはり財政的な覚悟というものがどうしても必要だと思うのです。現実には毎年決算を見ていますが、やはり100万円を超える繰越金を使用するであろうと。今回もこの予算書を見る限りは200万円あるいは300万円の繰り越しを生ずるような予算を組んでいると思うのです。

やはり前にも申し上げましたような、来るべきこの駅前広場の本格的な整備というものを考えて、この際やはり財政難とか何とかということよりもこれは特別会計ですからこの資金をもって一番潤沢なこの、この潤沢というか一番この資金を基金に定めて来るべき駅前広場の整備の事業に備えると、こういうことが必要だということをついたび申し上げておきまし

た。この点につきまして、当局、特に建設課長さんや市当局のお考えはどんなものでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 駅前広場の整備の必要性、今後どういう格好になるかまだわかりませんが、小林議員から再三基金についてのご要望というのはありましたと思います。今回補正予算の中で約250万円近いお金ですか、それが予備費としてあります。今回この基金条例、一応やるつもりでいたわけですが、ちょっと今回議案が大きすぎてそこまでちょっと手が回らなかったものですから、できることであれば3月の定例会の方に基金条例を出したいというつもりで今準備を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第104号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第105号 平成17年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第105号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第106号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 今年国民健康保険税の値上げを行ったわけなのですが、約3分の2の期間が過ぎ、その医療給付の支出状況についてどのようになっているかお尋ねします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（河井文博君） 支出状況は現在、本来ですと10月が今日あたり出てくるころなのですが、ちょっと遅れていますけれども、9月までの分が一般の方で7億4,548万4,719円が支払われております。

それで退職の方が3億6,830万円ほどになっております。

金額が両方国民健康保険は伸びているわけですが、6月の議会でも11億5,000万円

から13億円ということで大分あって、私自身もそんなに伸びるかなというようなちよっと危惧をしていたところ、危惧というか、そんなに伸びていいのかなというちよっと不安もあったのですが、医療費は着実に伸びておりまして、非常に心配しているところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 今約11億円近く9月で行っているということになりますと、これ足りなくなる可能性があるということですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（河井文博君） 7億4,500万円です。

○3番（伊藤英雄君） 7億4,000万円。半期で。

○市民課長（河井文博君） 大体予定どおりの金額でいきまして、13億、1年間12カ月で割りますと1億800万円が月の平均になります。月の平均が今1億649万円ほどになっていまして、大体ぎりぎりのところで収まっております。

これは13億ということでよろしいかなと思っております。

○3番（伊藤英雄君） 12月から1月というのは風邪のはやる時期ですけれども、大丈夫だということでご了解してよろしいですか。

○市民課長（河井文博君） その辺が非常に心配しているところでございまして、これは本当に病気になってもらいたくないわけですけれども、かぜ、今言っている鳥インフルエンザなんていうのが蔓延したりしますととてもこれでは多分やっちはいけないというようなことでございます。

インフルエンザだけでも心配しているところでございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第106号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第107号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 介護保険につきましては、前回3年間で1つのスパンとしましてその期間の、要するに事業費の総額を定めてその上で1号被保険者等の保険料を定めるところ

いう形になってきたわけでごさいます、とりわけ介護保険料が65歳以上すべての高齢者に保険料が掛けられると。しかもその保険料は原則的には年金から差し引かれるという、こういう制度になっているわけです。

しからは、この1期目の3年間は定めた、予定した事業計画の50%にも満たない状態で、要するに執行当局が事業費を大幅に見込み過ぎてそれに照応する倍近い高い金額の保険料を65歳以上の高齢者、すなわち1号保険者に課したとこういう経緯がございます。

それからのその経験の上になって、今回が2回目のスパンになるのですが、それが一応平均で2,900円を300円下げて2,600円ということで引き下げをして2回目の3年間に向かったわけでごさいます、今次の3カ年に向けての介護保険の事業計画、特に事業量の見通し等についての精査をしている時期だと思うのです。そのことは執行当局の皆さんがいろんなことを推定してやっているのだらうと思いますが、3カ年の実績については見込みの何%ぐらいにいつているのかどうなのか。現時点でわかれば今後も我々とあなた方との政策論争についての重要なテーマになると思いますから、その点ちょっとどの程度かおわかりでしたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） 介護保険事業の実績につきまして、平成12年度から始まった制度でごさいます、ただいまの議員ご指摘のとおり平成12年度当初は事業計画に対しまして38.3%の執行率でごさいました。13年度は45.8%、14年度につきまして若干伸びまして50%を超えて52.6%、この1期の計画平均が46.4%という非常に低調なものでございました。これらの反省を踏まえて第2期の事業計画につきましては基準額2,600円の保険料という中で平成15年度につきましては計画費の85.9%の執行率になっております。昨年度の決算におきましては、これがまた88.6%という形で着実に伸びておりまして、今年度の見通しにつきましてはこれが92%近くに上るであろうということで現在推計しております。

これから第3期の事業計画の策定作業が具体的に進んでいくわけでごさいますけれども、現在介護保険事業計画策定推進協議会の組織の中で意見を伺っておりまして、これが大体年度の2月中にははっきりとした数字をお示しできる形になろうかと思ひますけれども、現段階におきましては2,600円の標準基準額、これを激変させる形では好ましくないという考えがありますから現行の保険料システム5段階になっておりますが、これが国の考え方によりまして6段階制をしいてさらにきめ細かな所得の状況に応じた対応を図ってまいりたいというふうには現状では考えております。

それで現行の2,600円から相当程度引き上げることのないように現在基金、16年度末3億4,000万の基金残高になっておりますので、これらの有効な活用を含めてなるべくご負担のないような形で考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 恐らく来年度は介護保険の見直しというのが出てくるわけで、今課長さんのお話されたようなことになると、介護保険の条例改正というものが当然日程に上ってくる。そうしますと高齢者の負担というものがどうなるのかというのが大きな関心になっているわけです。

そこで今のお話にありましたこの所得階層というのですか、段階別のあれを6段階にせよというのは、当初自分たちが主張したことですよね、ご存じですか。

そしたらそれはまずいということになったが、今度はまた6段階にやるわけですね。

それはそれとして、我々の少数意見が再び採用される、そうせざるを得ないという事態に関連したということのはっきりしているわけです。

そこで、現在の介護保険の中で施設の介護というものがすごく今後施設介護の費用というものが保険者である市に対して重くのしかかる可能性が高いと思うのです。施設の、簡単に言えば特養であるとか、あるいは老健施設であるとかその他療養型介護の病床群、これらの施設介護の費用が重く保険者である下田市にかかってくる。これがすごく高いと思うのです。

現在それらの改善をどう進めるのかということについてあれされているのですが、例えば下田市の特養施設等を実施しているそういう法人等については経営的には十分黒字になっていて、そして大きな利益を出しているかどうかその辺はよくわかりませんか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） 現在介護老人保健施設を経営されている法人の経営の内容でございすけれども、具体的にはこちらの方としまして数値はつかんでおりませんが、先般新聞等で報道されておりますとおり、特に認知症高齢者のグループホームが一番利益率が高いというふうに報道されています。それ以外に、施設サービスにつきましての利益率は通常の経営の観点から見た場合に高い収益性を保っているというふうには言われているところは事実でございす。しかしながら、この利益をどう還元していくかというのが問われるわけでございまして、これをさらに入所者の良質なサービスの提供とか、あるいは職員の資質の向上とか、そういった形で還元していただけるというふうに我々としては考えておりまして、

その方向で進んでいるというふうに理解しているところでございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 要するに、市立病院も含めて病院の経営というものがおしなべて厳しい状況にある中で、介護関係の施設経営というものは一般的に言って利益率が高いというのが全体の状況ではないかというのは今課長さんの答弁で大体わかるわけです。

そこで本市の場合には、特に特養施設についての用地の借地料を肩代わりしているわけです。これについては今後もそのまま推し進めになるのか、それとも財政難の折これらについての解消というか打開を図ろうとしているのか。この辺はいかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） ただいまのご質問でございますけれども、ご承知のように今年度吉佐美にみくらの里開設したわけでございますが、この用地につきましては市の方で地主さん13人から借り上げをしまして使用貸借という形で無料で法人の方に提供しているところでございます。

これは当初の契約30年の契約でございますが、当初こちらの当局の考え方といたしましてこの当初の契約期間につきましては土地について約束どおりの形で手当てをしていくというふうな考えでございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第107号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第108号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第108号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第109号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第109号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

なお人件費につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

---

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

13日から15日まで、それぞれの常任委員会の審査をお願いし、本会議は16日午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 1時47分散会